I 水道整備対策事業

1 水道整備対策事業概況

県民の日常生活に密接し、産業活動の基盤である水道においては、安全で安定的な水道水の供給・確保が 最も重要である。

このため、立入検査等の水道施設の監視・指導を計画的に実施することにより、飲料水の安全の確保に努めるとともに、適正な水質管理の実施を指導した。

また,簡易専用水道については,法定定期検査の受検等を指導するとともに,水道法の規制対象とならない飲用井戸等については,定期の水質検査の実施等を指導した。

一方,水道普及率の向上,水道施設の耐震化の促進や水道の広域化を推進するため,水道施設整備国庫補助制度及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用や水道事業認可指導等を通じて,市町の水道施設整備・維持の促進を図った。

2 許認可等の諸手続き状況

在度別狀況

千 及	<u>:別状)</u>	<u> </u>				ı						ı						I									
			用水	供給				上沒	k道					簡易	水道				専用水道					合計			
×	分	事業	変更	廃	止	事業・	変更	廃	止	記載 事項	業務	事業	• 変更	廃	沚	記載 事項	業務	[安=刃	記載 事項	業務	事業・	• 変更	水道事	業廃止	専用	記載 事項	業務
		認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出	記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出	認可	届出	許可	届出	記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出	確認	記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出	認可	届出	許可	届出	専用 水道 確認	記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出
	R元						4			1		1							2		1	4					
総	H30						2			3									1			2				3	
	29						1			1	2				1			4	20	3		1		1	4	21	5
数	28					6				1		3		4	61	5		6	18	6	9		4	61	6	24	6
	27																					1	1	5	5	14	10
	R元						4			1		1							2								
	H30						2			2									1			2				3	
県	29						1			1	2				1				2							3	2
	28					6				1		3		4	61	5			1		9		4	61		7	
	27									1	1		1	1	5							1	1	5		1	1
	R元																										
市	H30																										
BT	29																	4	18	3					4	18	3
Ш	28																	6	17	6					6	17	6
	27																	5	13	9					5	13	9

(注1) 水道法に基づく許認可等の件数を計上しており、市町欄には、県内の市及び特例条例による事務移譲町(大崎上島町・世羅町・北広島町・神石高原町)における件数を計上している。

3 水道施設監視状況

	:		-	水		冯						笛		水	泽			- 1			声	Ш	الد	7呆			-		簡易専	⊞ ¬Ь `	苦		小規模	シンド	(令和元			+	
	<u> </u>		<u>上</u> :		分 件	道 - ***				-	:	簡			道 件数		-	+	:	-	専	用	水 処分	道			_	:	間 芴 甹	用水	╚		小規修	八世	:	<u>合</u>	Ē-	l : :	
	立入対象施設数	立入延件数	数	水道技術	き里当 ・	文 給水	水道用水供給命令	行 政 指 導	立入対象施設数	3	入 延 牛	総 数	水道技術職	管里 對 変更	2 /π	· · · · ·	道用水供給	文 旨	立入対象施設数	立入延件数	総数	水道技術 職務違反警告	管理者 変更	改善	給水	水道用水供給命令	뀺	施設数	受検数	受検率	通報施設数	立入延件数	立入対象施設数	立入延件数	施設数	立入対象施設数	立入延件数	処 分 件 数	行政指導件数
総数	12		<u> </u>		+	\top		7	5	5	1	-			+	+		1	169	50			-	1	1		15	4,998	4,007	80.2	9	12	156	15	5,340	351	110		23
県計	12	32						7	5	5	1							1	23	5							4	226	202	89.4			38		304	78	38		12
県保健所計	12	32		\neg				7	5	5	1							1	8	3							3	174	153	87.9			5		204	30	36		11
西部	6	3		1				1	4	ı						1			8	3							3	174	153	87.9			5		197	23	6		4
西部東	2	2	1 1		<u> </u>			2		Ť	<u>-</u>					Ť																			2	2			2
東部	2	2			1			2	1	1	1					Ť		1																	3	3	2 3		3
北部	2	25			-			2		1																									2	2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
権限移譲分計																			15	2							1	52	49	94.2			33		100				1
大崎上島町																												12	12	100.0					12				
世羅町					Ī											Ī			2	2							1	6	6	100.0			8		16	10	2		1
北広島町																			12								·····	29	26	89.7			7		48	19			
神石高原町																			1									5	5	100.0			18		24	19			
市計																			146	45							11	4,772	3,805	79.7	9	12	118	15	5,036	273	72		11
広島市																			63	18							2	2,451	2,054	83.8	6	6	4	4	2,518	73	28		2
呉市																			9	4								423	358	84.6	1		3	1	435	13	5		
竹原市																			2									53	36	67.9			64		119	66			
三原市																			7								·····	189	140	74.1					196	7			
尾道市																			4								·····	200	172	86.0	1		2		206	7			
福山市																Ī			9	9							3	672	424	63.1			11	6	692	20	15		3
府中市																Î			4									43	28	65.1			2		49	6			
三次市					***		1			Ţ						1			12									73	64	87.7	1		8		93	21		1	
庄原市																			5	3								64	42	65.6		2	2		71	7	5		
大竹市																			1	1							1	36	32	88.9			3		40	4	1		1
東広島市			İ													Ì			12									327	241	73.7			5		344	17			
廿日市市																			12	10							5	203	185	91.1		4	9	4	224	21	18		5
安芸高田市																			6									27	18	66.7			3		36	9			
江田島市					***		1			·						***					*							11	11	100.0			2		13	2		1	

⁽注1) 立入対象施設数とは、令和元年度内に稼動実績のある施設である。

⁽注3) 簡易専用水道の施設数とは、令和2年3月31日時点において、各管内に存在する施設数である。

⁽注2)上水道は、国所管分(給水人口50,000人を超えるもの)を除く。

⁽注4) 簡易専用水道の立入対象施設は、登録検査機関から通報のあった施設数である。 (注5) 合計欄の施設数は、立入対象施設数と簡易専用水道の施設数の和である。

4 広域的水道整備計画の概要

	区分	広!	島圏 域	備後圏域
策员	定年月	昭和5	57年3月	平成4年3月
	区域	広島圏は	或15市町	備後圏域7市町
目標	票年次	平成	7年度	平成22年度
目標	普及率	90	3.2%	96.6%
計画絲	給水人口	116	7690人	872790人
計画	i給水量	630,6	600m³/∃	446,995㎡∕日
	名称	広島水道用水供給事業	広島西部地域水道用水供給事業	沼田川水道用水供給事業
根 幹	対象	6市5町	3市	4市1町
施設	水源	高瀬堰,土師ダム,温井ダム	魚切ダム,弥栄ダム	椋梨ダム,竜泉寺ダム,福富ダム
	給水量 214,600㎡/日		123,000㎡/日	110,000㎡∕⊟

5 水道の普及状況

(1)施設数 平成30年度末現在,水道法に規定する給水人口101人以上の水道は,県内に200か所ある。

(単位:か所)

										(+111	10 1717
任度	本道用水供給事業 年度	供給事業		上水道	道事業		簡易	易水道事業	Ě	専用	合計
十尺	県営	組合営	市	田	組合	計	公営	その他	計	水道	
H30	3	0	14	5	0	19	4	1	5	173	200
29	3	0	14	5	0	19	4	1	5	178	205
28	3	0	14	4	0	18	74	1	75	180	276
27	3	0	14	4	0	18	76	2	78	185	284
26	3	0	14	4	0	18	84	2	86	190	297
25	3	0	14	4	0	18	84	2	86	191	298
24	3	0	14	4	0	18	86	2	88	200	309
23	3	0	14	4	0	18	89	2	91	206	318
22	3	0	14	4	0	18	90	2	92	205	318
21	3	0	14	3	0	17	93	2	95	219	334

(注) 数値は, 各年度末現在。

(2)給水人口

平成30年度末の給水人口は,2,676,677人で,総人口に対する普及率は94.6%となって

水道別の給水人口は、上水道2,656,985人、簡易水道10,974人、専用水道8,718人で、 給水人口の99.3%が上水道、0.4%が簡易水道、0.3%が専用水道となっている。

給水人口 (単位:人,%)

年度	上水道		簡易水道	į	専用水	道	%△¬Ь ↓ □
十点	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口
нзо	2,656,985	99.3	10,974	0.4	8,718	0.3	2,676,677
29	2,661,958	99.3	11,181	0.4	8,891	0.3	2,682,030
28	2,605,198	96.9	74,294	2.8	9,217	0.3	2,688,709
27	2,606,228	96.8	77,064	2.9	9,837	0.4	2,693,129
26	2,604,135	96.6	82,121	3.0	10,446	0.4	2,696,702
25	2,605,664	96.5	83,596	3.1	12,230	0.5	2,701,490
24	2,605,323	96.4	85,240	3.2	12,223	0.5	2,702,786
23	2,605,050	96.3	87,927	3.2	12,431	0.5	2,705,408
22	2,606,975	96.3	87,553	3.2	12,491	0.5	2,707,019
21	2,606,232	96.3	86,976	3.2	13,331	0.5	2,706,530

⁽注)数値は,各年度末現在。

(3)普及率

平成30年度末の普及率は94.6%で、前年度より0.1ポイント上昇している。

普及率 (単位:人,%)

年度	総人口	給水人口	普及率	全国平均普及率
нзо	2,828,932	2,676,677	94.6	98.0
29	2,838,977	2,682,030	94.5	98.0
28	2,848,796	2,688,709	94.4	97.9
27	2,856,582	2,693,129	94.3	97.9
26	2,862,117	2,696,702	94.2	97.8
25	2,868,273	2,701,490	94.2	97.7
24	2,874,970	2,702,786	94.0	97.7
23	2,881,635	2,705,408	93.9	97.6
22	2,888,393	2,707,019	93.7	97.5
21	2,892,908	2,706,530	93.6	97.5

⁽注)数値は,各年度末現在。

陸地・島しょ部別普及率

区分	総人口	給水人口	普及率
陸地部(過疎地域)	199,087	133,110	66.9
陸地部(その他)	2,527,589	2,446,674	96.8
島しょ部(過疎地域)	53,792	52,313	97.3
島しょ部(その他)	48,464	44,580	92.0
過 疎 地 域 総 数	252,879	185,423	73.3

(単位:人,%)

(4)上水道事業

ア事業数

平成30年度末の事業数は、19事業である。

イ 給水状況

平成30年度の年間総給水量は、3億241万m3である。

(ア) 年間給水量 (単位:千m³)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
нзо	302,408	286,672	278,529	8,143	15,736
29	305,184	289,725	281,685	8,040	15,459
28	296,671	282,049	274,471	7,578	14,622
27	298,071	282,035	273,915	8,120	16,036
26	297,216	281,761	273,443	8,318	15,455
25	301,671	285,808	277,565	8,243	15,863
24	304,935	288,507	280,015	8,492	16,428
23	307,424	290,444	281,868	8,576	16,980
22	312,602	295,210	286,608	8,602	17,392
21	310,422	293,426	284,475	8,951	16,996

(注) 総給水量:配水池などから配水管に送り出された総水量。

有効水量:給水装置のメーターで計算された水量もしくは需要者に到達したと認められる水量。

有収水量:料金徴収の対象となった水量。

有効無収水量:料金不徴収となるメーター不感水量および料金徴収の対象とならない(消火用,公衆飲料用等)水量。

無効水量:メーターより上流部での漏水や水道施設の損傷などにより無効となった水量。

(イ) 給水量の分析 (単位:%)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
НЗО	100.0	94.8	92.1	2.7	5.2
29	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
28	100.0	95.1	92.5	2.6	5.2
27	100.0	94.6	91.9	2.7	5.4
26	100.0	94.8	92.0	2.8	5.2
25	100.0	94.7	92.0	2.7	5.3
24	100.0	94.6	91.8	2.8	5.4
23	100.0	94.5	91.7	2.8	5.5
22	100.0	94.4	91.7	2.8	5.6
21	100.0	94.5	91.6	2.9	5.5

(ウ) 需要用途別年間有収水量

平成30年度の需要用途別年間有収水量は、生活用が2億1,514万m³で全体の77.2%を占め、業務営業用が5,010万m³で18.0%を占めている。

需要用途別給水状況 (単位:千m³)

年度	生活用	業務営業用	工業用	その他	計
Н3О	215,137	50,101	11,138	2,153	278,529
29	216,154	51,956	11,426	2,149	281,685
28	210,136	50,771	10,636	2,008	274,471
27	207,295	51,001	12,656	2,037	273,915
26	206,662	51,648	12,638	1,903	273,443
25	208,747	52,691	13,560	1,971	277,565
24	209,966	53,482	14,045	1,938	280,015
23	210,715	53,666	14,686	2,203	281,868
22	212,609	55,688	15,396	2,329	286,608
21	209,584	56,749	15,072	2,499	284,475

⁽注) 需要用途別給水量の端数は四捨五入しているので、計と内訳は必ずしも一致しない。

(エ) 給水量の分析

平成30年度の各上水道事業における年間で最も給水量の大きい日の給水量(一日最大給水量) の合計は、95万m3/日である。

また、1人1日当たり平均給水量は312次である。

給水量の分析

	1日当	当たり給水量(m	1 ³)	1人1	日当たり給水量	(hu)
年度	計画一日 最大給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量	計画一日 最大給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量
нзо	1,055,874	951,340	828,527	384	358	312
29	1,066,399	953,121	836,128	387	358	314
28	1,047,530	902,175	812,759	390	346	312
27	1,438,530	944,178	814,448	529	362	312
26	1,436,930	932,264	814,296	529	358	313
25	1,439,530	929,476	826,500	529	357	317
24	1,446,940	948,213	835,444	530	364	321
23	1,440,987	949,771	839,965	527	365	322
22	1,467,615	990,048	856,451	531	380	329
21	1,486,460	950,195	850,479	536	365	326

(注) 分水量は含まない。

(才) 水道料金

平成30年度における家庭用水道料金($10m^3$ 換算,メーター使用料,消費税を含む)をみると,県平均は1,573円となっており,団体別では江田島市の2,311円が最も高く,最低の大竹市の707円との格差は3.3倍になっている。

料金の集金方法は、一部委託が2事業、全部委託が1事業、直接が1事業となっている。料金徴収期間は、2ヶ月ごとが10事業、1ヶ月ごとが9事業となっている。

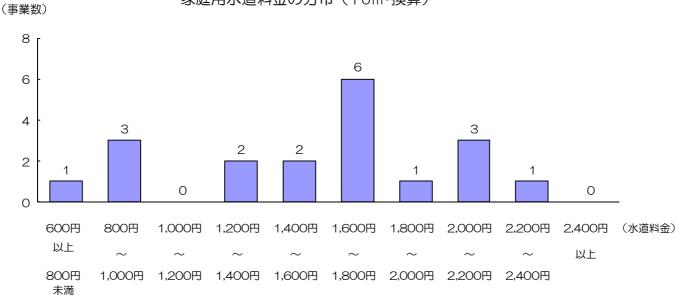
家庭用水道料金の推移

年 度	10m ³ 当たり平均水道料金	指数数	10m ³ 当たり最高水道料金
нзо	1,573	112	2,311
29	1,632	116	2,311
28	1,601	114	2,311
27	1,434	102	2,311
26	1,434	102	2,311
25	1,395	100	2,247
24	1,395	100	2,247
23	1,395	100	2,247
22	1,392	99	2,247
21	1,402	100	2,247

(注) メーター使用料,消費税を含む。

平均料金は、事業体ごとの水道料金の単純平均である。(小数点以下四捨五入) 指数は、平成21年度を100として計算したものである。

家庭用水道料金の分布(10m³換算)



(注) メーター使用料,消費税を含む。

(5) 水道用水供給事業

ア 給水対象市町及び計画給水量

事 業 名	給水対象事業体	平成30年度 計画一日最大給水量 (m ³ /日)	平成30年度 実績一日平均給水量 (m ³ /日)	給 水 開 始 年 月
広島水道 用水供給	広島市	18, 714	15, 788	昭和55年7月
事業	広島市(沈澱水)	20, 000	7, 444	昭和 46 年 8 月
	呉市	23, 300	18, 571	昭和58年7月
	呉市 (沈澱水)	23, 500	14, 239	昭和46年8月
	竹原市	4, 331	3, 510	昭和59年4月
	東広島市	48, 148	46, 595	昭和57年7月
	江田島市	2, 210	1, 623	昭和58年7月(昭和55年7月暫定)
	海田町	2, 641	197	昭和61年4月
	熊野町	6, 036	5, 375	昭和57年8月
	大崎上島町	4, 689	4, 031	昭和54年7月(昭和49年4月暫定)
	今治市	239	99	平成 29 年 4 月
	計	153, 808	117, 472	
広島西部 地域水道	広島市(旧五日市町)	29, 061	22, 685	昭和51年7月
用水供給 事業	大竹市	2, 476	2, 046	平成 6年7月
	廿日市市	34, 215	30, 383	昭和52年7月
	計	65, 752	55, 114	
沼田川 水道用水	三原市	7, 966	6, 180	昭和51年4月
供給事業	尾道市	42, 886	36, 179	昭和52年4月
	福山市	7, 326	6, 039	昭和52年4月
	東広島市 (旧河内町)	731	383	平成 12 年 10 月
	越智郡上島町 (愛媛県)	2, 389	2, 136	昭和60年7月
	計	61, 298	50, 917	
	総合計	280, 858	223, 503	

イ 供給料金(平成30年度)

×		分 料金(1 m ³ 当5		
広島水道用水供給事業		水	基本料金	31. 08円
	浄		使 用 料 金	85. 49円
			超過料金	276. 70円
	沈 澱	水	使用料金	48. 34円
	/儿 /烬又		超過料金	96. 68円
		水	基本料金	32. 27円
広島西部地域水道用水供給事業	浄		使用料金	56. 54円
			超過料金	241. 40円
			基本料金	36. 48円
沼田川水道用水供給事業	浄	水	使用料金	55.87円
			超過料金	216, 12円

(注) 消費税は含まない額である。

(6)簡易水道事業

ア 事業数及び給水人口

平成30年度末の簡易水道事業数は5事業,現在給水人口は10,974人で,平成29年度末に比べ現在給水人口は,207人減少した。

(単位:か所,人)

年度		事業数	Ţ	計画給水	人口	給水区域内	現在給水人口) (B)	B/A	
	公営	その他 計 公営 その他		その他	現在人口 (A)	公営	その他	%		
нзо	4	1	5	11,370	250	12,293	10,904	70	89.3	
29	4	1	5	11,370	250	12,413	11,111	70	89.5	
28	7 4	1	75	119,940	250	91,699	74,224	70	81.0	
27	7 6	2	78	121,754	420	95,466	76,884	180	80.7	
26	8 4	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	80.3	
25	8 4	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	78.7	
24	8	2	88	130,044	420	107,248	85,036	204	79.5	
23	8	2	88	130,166	420	116,281	87,704	223	75.6	
22	8 9	2	91	130,986	420	111,237	87,304	249	78.7	
21	9	2	92	132,516	420	113,774	86,719	248	76.4	

(注)数値は,各年度末現在。

イ 給水量及び年間収入

平成30年度の年間給水量は198万m3で、年間収入は3億4,586万円である。

また,有収水量は $160万m^3$,有収率は80.5%で,有収水量 $1m^3$ 当たりの収入は216.63円となっている。

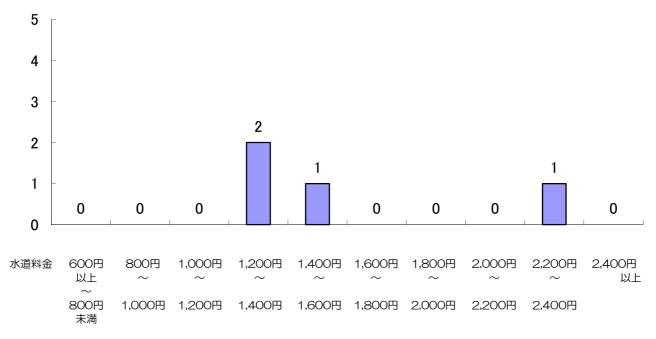
平成30年4月1日現在の公営の水道料金(10m³換算,メーター使用料,消費税を含む)についてみると、県平均は1,660円となっており、事業別では神石高原町の2,200円が最も高く、最低の廿日市市の1,360円との料金差は1.6倍になっている。

給水量

年度	実績年間給水量 (m ³)	実績年間有収水量 (m ³)	水道料金年間収入 (千円)	有収率	有収水量1m ³ 当たり収入(円)
нзо	1,984,502	1,596,541	345,859	80.5	216.63
29	2,005,291	1,584,709	343,823	79.0	216.96
28	10,065,087	8,101,340	1,762,576	80.5	217.57
27	10,338,139	8,208,289	1,830,559	79.4	223.01
26	10,719,679	8,516,396	1,873,616	79.2	220.00
25	10,924,395	8,650,259	1,865,782	79.2	215.69
24	11,145,017	8,820,417	1,915,256	79.1	217.14
23	11,121,306	8,920,489	1,925,838	80.4	215.89
22	11,401,028	9,130,475	1,929,141	80.1	211.29
21	11,210,524	9,063,680	1,889,157	80.8	208.43

(事業数)

家庭用水道料金の分布(公営簡易水道,10㎡換算)



(注) メーター使用料,消費税を含む。

(7) 専用水道

平成30年度末の専用水道(住宅団地及び療養所等における自家用の水道で、給水人口が100人を超えるもの、または、供給能力が20m³/日を超えるもの)の施設数は173か所で、給水人口は、14,164人となっている。

年度	事業所数	計画給水人口	現在給水人口	施設能力
нзо	173	23,789	14,164	181,167
29	178	23,718	14,159	181,667
28	180	23,255	14,441	181,782
27	185	26,135	14,873	211,377
26	190	29,620	17,427	211,610
25	191	30,207	17,081	212,741
24	198	30,524	17,266	213,136
23	200	30,034	17,352	212,991
22	206	30,542	18,011	213,312
21	205	31,206	19,440	212,703

⁽注) 上水道から受水しているもののうち、上水道の計画給水人口及び現在給水人口に含まれているものも 併せて計上した。

(8) 簡易専用水道

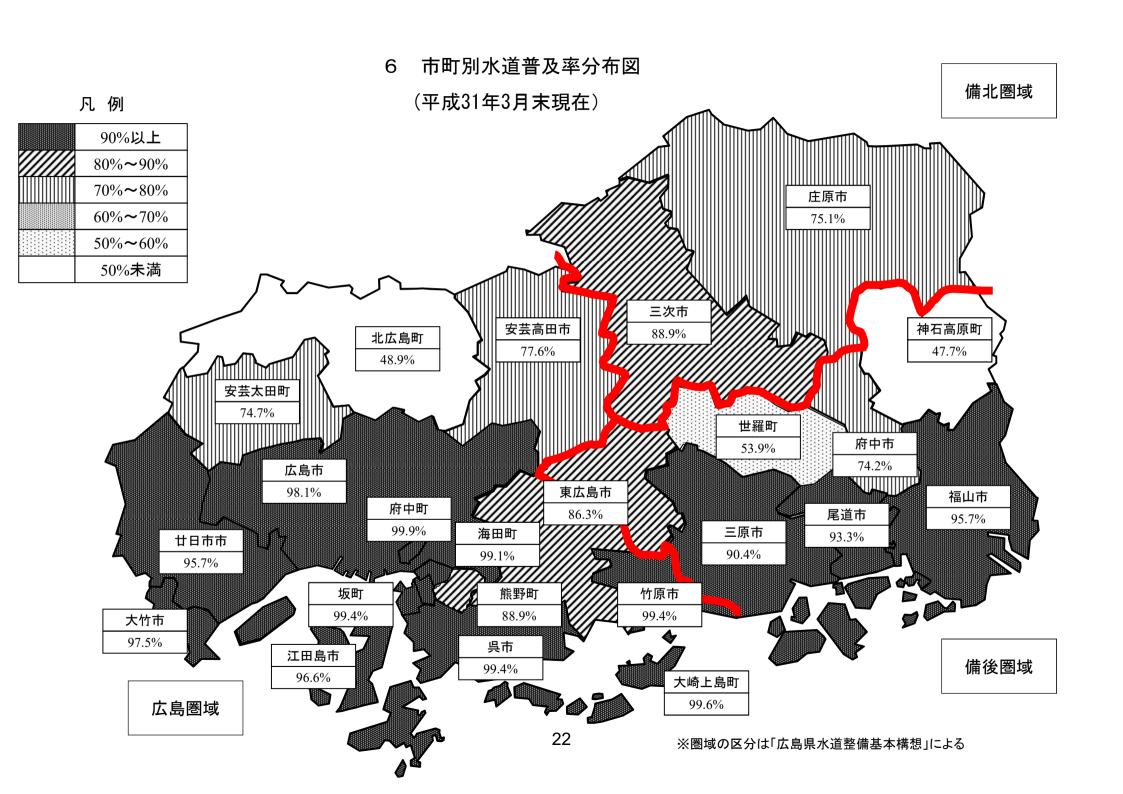
簡易専用水道は、昭和53年6月から新たに法の適用を受けることになった。

同法の適用を受けるのは、水道事業から受ける水道水のみを水源としている受水槽の有効容量が $1 \, \mathrm{Om}^3$ を超えるもの(昭和 $6 \, 1$ 年10月 $3 \, 1$ 日までは $2 \, \mathrm{Om}^3$ を超えるもの)で、1年以内ごとに $1 \, \mathrm{回の水槽の掃除と定期検査等が義務づけられている。$

なお、県内の定期検査機関では、(一財)広島県環境保健協会が厚生労働大臣の登録を受けている。 平成30年度末の県内の簡易専用水道5.083施設の法定検査の受検率は74.9%である。

年度	施設数	定期検査受検施設	受検率(%)	全国平均(%)
нзо	5,083 (2,656)	3,805 (2,149)	74.9 (80.9)	78.0
29	5,173 (2,658)	4,277 (2,427)	82.7 (91.3)	78.2
28	5,174 (2,657)	4,146 (2,287)	80.1 (86.1)	78.4
27	5,183 (2,642)	4,242 (2,342)	81.8 (88.6)	78.3
26	5,230 (2,655)	4,273 (2,363)	81.7 (89.0)	76.4
25	5,234 (2,643)	4,357 (2,372)	83.2 (89.7)	76.5
24	5,245 (2,780)	4,440 (2,478)	84.7 (89.1)	78.7
23	5,265 (2,757)	4,515 (2,500)	85.8 (90.7)	79.4
22	5,283 (2,763)	4,525 (2,499)	85.7 (90.4)	79.8
21	5,338 (2,733)	4,447 (2,460)	83.3 (90.0)	79.0

⁽注) 受水槽の有効容量が20m3を超えるものを内数で() 書きした。



7 令和元年度水道施設整備費国庫補助事業一覧表

(1)簡易水道等施設整備費国庫補助事業

事業体名	地区名	区分	補助率	工期	計画給水人口(人)	計画給水量 (m3/日)	総事業費(円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
三次市	作木	統合簡易水道	4/10	20~R元	670	266	143,000	95,600	38,240
安芸太田町	津浪	水量拡張	1/3	R元~R4	275	418	9,592	9,500	3,166
合計	2地区	2事業			945	684	152,592	105,100	41,406

⁽注1)補助金等,千円単位のものは各事業ごとに四捨五入しているため,合計は必ずしも一致しない。 (注2)数値は実績報告時のものである。

(2) 生活基盤施設耐震化等交付金

区分		事業主体名	総事業費	交付基本額	国庫交付金	交付率
1.34-16-10 55	11 NT++ 60 NT 15 11 NV		千円	千円	千円	
水道施設等 耐震化事業	生活基盤近代化事業 【基幹改良】	廿日市市(宮島)	450,000	450,000	150,000	1/3
		廿日市市(吉和)	84,000	84,000	28,000	1/3
		神石高原町(高蓋)	28,167	25,000	10,000	2/5
	【増補改良】	三次市(三良坂)	112,620	110,061	36,687	1/3
		小計(4事業)	674,787	669,061	224,687	
水道施設等 耐震化事業	緊急時給水拠点確保等事業 【重要給水施設配水管】	江田島市	39,210	30,000	10,000	1/3
辰心争未		廿日市市	12,000	12,000	3,000	1/4
	緊急時給水拠点確保等事業 【基幹水道構造物耐震化】	福山市	9,973	9,973	2,493	1/4
		小計(3事業)	61,183	51,973	15,493	
	水道管路耐震化等推進事業 【老朽管更新】 水道管路耐震化等推進事業 【老朽管更新DCIP】 水道管路耐震化等推進事業 【水道管路耐震化等推進事業 【水道管路緊急改善】	尾道市 	183,430	96,170	48,085	1/2
			560,095	421,685	105,421	1/4
		尾道市	276,479	220,890	73,630	1/3
		広島県企業局 	52,000	52,000	13,000	1/4
		福山市 三次市	449,917	304,329	101,443	1/3
			160,000	132,000	44,000	1/3
		小計(6事業)	1,681,921	1,227,074	385,579	
	水道未普及地域解消事業 【区域拡張】	安芸高田市(八千代)	50,593	43,500	14,500	1/3
		小計(1事業)	50,593	43,500	14,500	
水道事業運営基盤 強化推進等事業	水道広域化施設整備費 【特定広域化施設整備】 水道広域化施設整備費	広島県企業局 (広島水道用水供給事業) 東広島市	1,643,679	1,619,000	539,666	1/3
	小坦山以10.他設全佣貸 【広域化促進地域上水道施設整備】	<i>₩</i> ₩₩	166,105	101,400	33,800	1/3
		小計(2事業)	1,809,784	1,720,400	573,466	
(注) 物质计南维和		合計(16事業)	4,227,675	3,668,508	1,213,725	

⁽注)数値は実績報告時のものである。

平成30年度からの繰越分区 分 単位(千円) 事業主体名 総事業費 国庫補助基本額 国庫補助金 補助率 千円 千円 千円 水道施設等 生活基盤近代化事業 三次市(三良坂) 耐震化事業 【増補改良】 31,831 60,000 20,000 1/3 水道事業運営基盤 強化推進等事業 、特定広域化施設整備費 東広島市 31,831 26,340 1/3 8,780

63,662

86,340

28,780

合計(2事業)

(3)指導監督事務費•交付金

(3)拍导监督事務負	₹ • 父19 並					
区分		事業主体名	元年度総事業費	国庫補助基本額	国庫補助金	補助率
			千円	千円	千円	
水道施設整備費		広島県				
水道施設整備費補助			1,436	1,436	718	1/2
生活基盤施設耐震	化等交付金	広島県				
指導監督交付金			662	662	331	1/2
		合計	2,098	2,098	1,049	

⁽注) 数値は実績報告時のものである。